第一の三の1		審査基準日における許可を受けた建設業に従事する職員のうち建設業の種類別の次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数（ただし、一人の職員につき技術職員として申請できる建設業の種類の数は二まで（平成二十八年六月一日から平成三十一年五月三十一日までの間にとび・土工工事業又は解体工事業に関する経営事項審査を受けようとするときは、とび・土工工事業、解体工事業及びその他工事業のうち一種類をあわせた三まで）とする。）
第一の三の2、別表第一、別表第五	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別	審査基準日におけるとび・土工工事業及び解体工事業に従事する職員のうち次に掲げる者（以下「技術職員」という。）の数
第二の一の1	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均完成工事高	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の年間平均完成工事高
第二の一の1、第二の三の2	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の
第二の三の1	許可を受けた建設業の種類別の	とび・土工工事業及び解体工事業の
	許可を受けた建設業の種類ごとに	求め、
第二の三の2	許可を受けた建設業に係る建設工事の種類別年間平均元請完成工事高	とび・土工・コンクリート工事及び解体工事の年間平均元請完成工事高

○国土交通省告示第二百七十二号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令（平成二十八年政令第八号）第三条の規定に基づき、認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを次のように定める。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令第三条の国土交通大臣が定める床面積は、次の各号に掲げる設備を設ける部分の床面積の合計とする。

一　太陽熱集熱設備、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であってエネルギー消費性能の向上に資するもの

二　燃料電池設備

三　コージェネレーション設備

四　地域熱供給設備

五　蓄熱設備

六　蓄電池（床に据え付けるものであって、再生可能エネルギー発電設備と連系するものに限る。）

七　全熱交換器

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

○国土交通省告示第二百七十三号

都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成二十四年政令第二百八十六号）第十三条の規定に基づき、低炭素建築物の床面積のうち通常の建築物の床面積を超えることとなるものを定める件（平成二十四年国土交通省告示第千三百九十三号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月一日

国土交通大臣　石井　啓一

第一号中「太陽熱集熱設備」の下に「、太陽光発電設備その他再生可能エネルギー源を利用する設備であって低炭素化に資するもの」を加え、第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号中「ヒートポンプ式熱源装置と併せて設ける」を削り、同号を第五号とし、第七号中「再生利用可能エネルギー発電設備」を「再生可能エネルギー発電設備」に改め、同号を第六号とし、同号の次に次の一号を加える。

七　全熱交換器

附　則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○防衛省告示第三十八号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。

平成二十八年二月一日

防衛大臣　中谷　元

日　時　平成二十八年二月八日及び同月九日（予備、同月十日）の毎日〇七〇〇から一七〇〇まで

区　域　九州北方の次の㋐から㋓までの四地点を順次結んだ線及び㋐の地点と㋓の地点を結んだ線により囲まれる区域

㋐　北緯三四度四三分三一秒　東経一三〇度五二分〇一秒

㋑　北緯三四度〇八分五二秒　東経一三〇度二九分〇一秒

㋒　北緯三四度一六分五七秒　東経一三〇度一二分三七秒

㋓　北緯三四度五一分一一秒　東経一三〇度三五分〇六秒

実施艦等　航空機二機

その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。

二　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○国土交通省告示第二百七十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第二十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名　供用開始の区間　図面縦覧場所

四　号　岩手県胆沢郡金ケ崎町三ヶ尻渋川二番三から同町三ヶ尻長根前一一番三まで　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月一日

○東北地方整備局告示第十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月一日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

㈠　道路の種類　一般国道

㈡　路線名　四号

㈢　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
青森県三戸郡三戸町大字川守田字下比良三七番一から同町大字川守田字下比良五七番一まで	前	二一・七五～六一・三〇メートル	〇〇・三七五キロメートル
	後	二一・七五～七三・六五メートル	〇・三七五キロメートル

㈣　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局青森河川国道事務所